

第百六十六回国
参議院
法務委員会
會議録
第十号

平成十九年五月八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十七日

辞任

松下 新平君

補欠選任

江田 五月君

出席者は左のとおり。

委員長

山下 栄一君

理事

岡田 広君

松村 龍二君

築瀬 進君

木庭健太郎君

委員

青木 幹雄君

山東 昭子君

陣内 孝雄君

関谷 勝嗣君

谷川 秀善君

江田 五月君

角田 義一君

前川 清成君

松岡 徹君

仁比 聡平君

近藤 正道君

衆議院議員

修正案提出者

早川 忠孝君

国務大臣

法務大臣

長勢 甚遠君

副大臣

法務副大臣

水野 賢一君

大臣政務官

法務大臣政務官

奥野 信亮君

事務局側

常任委員会専門 田中 英明君

本日の会議に付した案件

○少年法等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会内閣提出、第百六十六回国会衆議院送付)

○委員長(山下栄一君) たいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る四月二十七日、松下新平君が委員を辞任され、その補欠として江田五月君が選任されました。

○委員長(山下栄一君) 少年法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。長勢法務大臣。

○国務大臣(長勢甚遠君) このたび、政府から提出しました少年法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近年、少年人口に占める刑法犯の検挙人員の割合が増加し、強盗等の凶悪犯の検挙人員が高水準で推移している上、いわゆる触法少年による凶悪重大な事件も発生するなど、少年非行は深刻な状況にあります。

このような現状を踏まえ、平成十五年十二月、青少年育成推進本部が策定した青少年育成施策大綱において、触法少年の事案について、警察の調査権限を明確化するための法整備を検討すること、触法少年についても、早期の矯正教育が必要かつ相当と認められる場合に少年院送致の保護処分を選択できるよう、少年院法の改正を検討すること、保護観察中の少年について、遵守事項の遵

守を確保し、指導を一層効果的にするための制度の措置について検討することが示されたほか、同月、犯罪対策閣僚会議が策定した犯罪に強い社会の実現のための行動計画においても、非行少年の保護観察の在り方の見直し及び触法少年事案に関する調査権限等の明確化について検討することが取り上げられましたが、これらの検討事項は、いづれも、かねてから立法的手当てが必要と指摘されていたところでもあります。

また、平成十四年三月に閣議決定された司法制度改革推進計画において、少年審判手続における公的付添人制度について積極的な検討を行うこととされました。

そこで、この法律案は、少年非行の現状に適切に対処するとともに、国選付添人制度を整備するため、少年法、少年院法及び犯罪者予防更生法等を改正し、所要の法整備を行うとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、少年法を改正して、触法少年及びいわゆる虞犯少年に係る事件の調査手続を整備するものです。

すなわち、触法少年の事件について警察官による任意調査及び押収等の強制調査等の手続を、虞犯少年の事件について警察官による任意調査の手続をそれぞれ整備するとともに、警察官は、調査の結果、家庭裁判所の審判を相当とする一定の事由に該当する事件については児童相談所長に送致しなければならぬこととし、児童相談所長等は、一定の重大事件に係る触法少年の事件については、原則として家庭裁判所送致の措置をとらなければならぬこととしております。

第二は、少年法及び少年院法を改正して、十四歳未満の少年の保護処分を多様化するものです。すなわち、十四歳未満の少年についても、家庭

裁判所が特に必要と認める場合には、少年院送致の保護処分をすることができるとしてあります。

第三は、少年法、少年院法及び犯罪者予防更生法を改正して、保護観察に付された者に対する指導を一層効果的にするための措置等を整備するものです。

すなわち、遵守事項を遵守しなかった保護観察中の者に対し、保護観察所の長が警告を発することができるとした上、それにもかかわらず、なおその者が遵守事項を遵守せず、保護観察によつてはその改善更生を図ることができないと認めるときは、家庭裁判所において少年院送致等の決定をすることができるとするほか、少年院及び保護観察所の長が保護処分中の少年の保護者に対し指導、助言等を行ふこととしてあります。

第四は、少年法及び総合法律支援法を改正して、国選付添人制度を整備するものです。

すなわち、一定の重大事件について、少年鑑別所送致の観護措置がとられている場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、家庭裁判所が職権で少年に弁護士である付添人を付することができるとしてあります。

その他所要の規定の整備を行うこととしてあります。

以上がこの法律案の趣旨であります。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院において修正が行われております。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(山下栄一君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員早川忠孝君から説明を聴取いたします。衆議院議員早川忠孝君。

○衆議院議員(早川忠孝君) ただいま議題となり
ました少年法等の一部を改正する法律案に対する
衆議院における修正部分につきまして、その趣旨
を御説明いたします。

第一は、いわゆる触法少年に係る事件について
の警察の調査の範囲及び要件を明確化するとともに、
いわゆる真犯少年に係る事件についての調査
の規定を削除するものであります。

すなわち、本法律案が定める警察官による調査
が単なる主観的な疑いによって開始し得るものでは
なく、客観的な事情から合理的に判断して触法
少年であると疑うに足りる相当の理由のある者を
発見した場合に限ることを明確にするとともに、
真犯少年については、現状で行われている調査を
否定するものではありませんけれども、調査対象
の範囲が広がり過ぎるとの意見があることを踏ま
え、政府案の規定を修正するものであります。

第二は、警察官による調査に関し、少年の権利
保護のための規定を置くものであります。

すなわち、少年の権利保護のために一定の配慮
をすべきであることから、調査に関し、少年及び
保護者がいつでも付添人を選任することができ
ることとするともに、調査は少年の情操の保護に
配慮しつつ行うべきこと、及び質問が強制にわた
ることがあってはならないことを明記する規定を
政府案に加えるものであります。

第三は、少年院に送致可能な年齢の下限を設け
るものであります。

すなわち、少年院への収容年齢の下限をおおむ
ね十二歳とすることとし、政府案の関連する規定
を修正するものであります。

第四は、保護観察中の者に対する措置につき、
遵守事項違反が新たな審判事由であることを明ら
かにするものであります。

すなわち、本法律案による制度において、保護
観察中に警告を受けたにもかかわらず遵守事項違
反を繰り返していることが、家庭裁判所における
新たな審判事由であることを明確にするために、

政府案の規定を修正するものであります。
第五は、国選付添人の選任の効力の失効に関す
る規定を削除するものであります。

すなわち、本法律案による国選付添人の選任に
ついて、その審判を終局させる決定の前に少年が
釈放されたときであつても、その効力は失われな
いこととするのが適当と考えることから政府案を
修正するものであります。

以上が本法律案に対する衆議院における修正部
分の趣旨であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山下栄一君) 以上で趣旨説明及び衆議
院における修正部分の説明の聴取は終了いたしま
した。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日
はこれにて散会いたします。

午前十時七分散会

四月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、少年法等の一部を改正する法律案(第六百六
十四回国会提出、衆議院継続審査)

(小字及び一は衆議院修正)

少年法等の一部を改正する法律案

少年法等の一部を改正する法律

(少年法の一部改正)

第一条 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)

の一部を次のように改正する。

目次を削り、題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 少年の保護事件

第一節 通則(第三条―第五条の三)

第二節 通告、警察官の調査等(第六条―
第七条)

第三節 調査及び審判(第八条―第三十一
条の二)

第四節 抗告(第三十二条―第三十六条)

第三章 成人の刑事事件(第三十七条―第三
十九条)

第四章 少年の刑事事件

第一節 通則(第四十条)

第二節 手続(第四十一条―第五十条)

第三節 処分(第五十一条―第六十条)

第五章 雑則(第六十一条)

附則

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 通告、警察官の調査等

第六条第三項を削り、同条の次に次の五条を
加える。

(警察官等の調査)

第六条の二 警察官は、客観的な事情から合理的に
疑うに足りる相当の理由
を発見した場合において、必要があるときは、
事件について調査をすることができ、

2 前項の調査は、少年の健全な育成のための措置に資す
ることを目的として行うものとする。

3 警察官は、国家公安委員会規則の定めると
ころにより、少年の心理その他の特性に関す
る専門的知識を有する警察職員(警察官を除
く。)に調査(第六条の四第一項の処分を除
く。)をさせることができる。

(調査における付添人)

第六条の三 少年及び保護者は、前条第一項の調査に関し、い
つでも、弁護士である付添人を選任することができる。

(呼出し、質問、報告の要求)

第六条の四 警察官は、調査をするについて必
要があるときは、少年、保護者又は参考人を
呼び出し、質問することができる。

2 前項の質問に当たっては、強制にわたることがあつてはな
らない。

3 警察官は、調査について、公務所又は公私

の団体に照会して必要な事項の報告を求める
ことができる。

(押収、搜索、検証、鑑定嘱託)

第六条の五 警察官は、第三条第一項第二号に
掲げる少年に係る事件の調査をするについて
必要があるときは、押収、搜索、検証又は鑑
定の嘱託をすることができる。

2 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一
号)中、司法警察職員の行う押収、搜索、検
証及び鑑定の嘱託に関する規定(同法第二百
二十四条を除く。)は、前項の場合に、これを
準用する。この場合において、これらの規定
中「司法警察員」とあるのは「司法警察員たる
警察官」と読み替へるほか、同法第四百
九十九条第一項中「検察官」とあるのは「警
視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署
長」と、「政令」とあるのは「国家公安委員会規
則」と、同法第二項中「国庫」とあるのは「当該
都道府県警察又は警察署の属する都道府県」
と読み替へるものとする。

(警察官の送致等)

第六条の五 警察官は、調査の結果、次の各号
のいずれかに該当するときは、当該調査に係
る書類とともに事件を児童相談所長に送致し
なければならない。

一 第三条第一項第二号に掲げる少年に係る
事件について、その少年の行為が第二十二
条の二第一項各号に掲げる罪に係る刑罰法
令に触れるものであると認料するとき。

二 前号に掲げるもののほか、第三条第一項
第二号に掲げる少年又は同項第三号に掲げ
る少年で十四歳に満たない者に係る事件に
ついて、家庭裁判所の審判に付することが
適当であると思料するとき。

警察官は、調査の結果、十四歳以上の少年
に係る事件について、第三条第一項第三号に
規定する審判に付すべき事由があると思料す

るときは、これを家庭裁判所に送致しなければならない。

3² 警察官は、^{前項}第一項の規定により児童相談所長に送致した事件について、児童福祉法第二十七條第一項第四号の措置がとられた場合において、証拠物があるときは、これを家庭裁判所に送付しなければならない。

4³ 警察官は、第一項又は第二項の規定により事件を送致した場合を除き、児童福祉法第二十五條の規定により調査に係る少年を児童相談所に通告するときは、国家公安委員会規則の定めるところにより、児童相談所に對し、同法による措置をとるについて参考となる当該調査の概要及び結果を通知するものとする。

(都道府県知事又は児童相談所長の送致)

6⁴ 都道府県知事又は児童相談所長は、前条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により送致を受けた事件については、児童福祉法第二十七條第一項第四号の措置をとらなければならない。ただし、調査の結果、その必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 都道府県知事又は児童相談所長は、児童福祉法の適用がある少年について、たまたま、その行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、同法第三十三條及び第四十七條の規定により認められる場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。

第三十二條の五の見出しを「抗告審における国選付添人」に改め、同条に次の一項を加える。

2 抗告裁判所は、第二十二條の三第二項に規定する事件(家庭裁判所において第十七條第一項第二号の措置がとられたものに限る。)について、少年に弁護士である付添人がなく、

かつ、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、抗告審の審理に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することができ、第三十五條第二項中「第三十二條の三」の下に「第三十二條の五第二項を加える。」第二章中第三節を第四節とし、第七條の次の節名を付する。

第三節 調査及び審判

第八條第一項中「前二條を」第六條第一項に改め、「通告又は」の下に「前條第一項の」を、「司法警察員」の下に「警察官を加え、」同様であるを「同様とする」に改める。

第十四條第二項中「(昭和二十三年法律第三百十一號)を削る。」

第十八條第二項中「第六條第三項を」第六條の六第二項に、「附して」を「付して」に改める。

第二十二條の三の見出し中「檢察官が関与する場合の」を削り、同條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 家庭裁判所は、第三條第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて前條第一項各号に掲げる罪のもの又は第三條第一項第二号に掲げる少年に係る事件であつて前條第一項各号に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものについて、第十七條第一項第二号の措置がとられており、かつ、少年に弁護士である付添人がない場合において、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、審判の手續に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付すること

ができる。

第二十二條の三に次の一項を加える。

5 第二項の付添人の選任は、少年がその選任に係る事件について審判を終局させる決定前に釈放されたときは、その効力を失う。

第二十四條第一項に次のただし書を加える。
ただし、決定の時に十四歳に満たない少年に係る事件については、特に必要と認める場合に限り、第三号の保護処分をすることができ、

第二十六條の三の次に次の一條を加える。
(保護観察中の者に対する措置)

第二十六條の四 家庭裁判所は、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百二十二號)第四十一條の三第二項の申請があつた場合において、○家庭裁判所は、審判の結果、○第二十四條第一項第一号の保護処分を受けた者がその遵守すべき事項を遵守しない、

○この程度が重く、○その保護処分によつてなお遵守すべき事項を遵守しなかつたと認められる事由が本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときは、決定をもつて、同項第二号又は第三号の保護処分をしなければならない。

2 家庭裁判所は、前項の規定により二十歳以上の者に対して第二十四條第一項第三号の保護処分をするときは、その決定と同時に、本人が二十三歳を超えない期間内において、少年院に収容する期間を定めなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による保護処分に係る事件の手續は、その性質に反しない限り、第二十四條第一項の規定による保護処分に係る事件の手續の例による。

第三十條第四項中「第二十二條の三第三項」を「第二十二條の三第四項」に改める。

第三十一條第一項中「第二十二條の三第二項」を「第二十二條の三第三項」に改める。

第二條 少年院法(昭和二十三年法律第六十九號)の一部を次のように改正する。

第一條の次に次の一條を加える。

第一條の二 少年院における処遇は、個々の在

院者の年齢及び心身の発達程度を考慮し、その特性に応じて、これを行わなければならない。

第二條第二項及び第五項中「十四歳以上」を「おおむね十二歳以上」に改める。

第十條第二項中「第十一條及び第十二條」を「及び第十一條から第十二條の二まで」に改める。

第十二條の次に次の一條を加える。

第十二條の二 少年院の長は、必要があると認めるときは、少年(少年法第二條第一項に規定する少年をいう。)である在院者の保護者(同條第二項に規定する保護者をいう。)に對し、その在院者の監護に関する責任を自覚させ、矯正教育の実効を上げるため、指導、助言その他の適当な措置をとることができ、

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第三條 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百二十二號)の一部を次のように改正する。

第三十六條の次に次の一條を加える。

(保護者に対する措置)

第三十六條の二 保護観察所の長は、必要があると認めるときは、保護観察に付されている少年(少年法第二條第一項に規定する少年であつて、第三十三條第一項第一号又は第二号に掲げる者に限る。)の保護者(同法第二條第二項に規定する保護者をいう。)に對し、その少年の監護に関する責任を自覚させ、その更生に資するため、指導、助言その他の適当な措置をとることができ、

第三十八條第一項中「保護観察所の長は」の下に「法務省令で定めるところにより」を加え、

「聞き、法務省令の定める範囲内で」を「聴き、これに基づいて」に改める。

第四十一條の二の次に次の一條を加える。

(保護観察中の者に対する措置)

第四十一條の三 保護観察所の長は、少年法第二十四條第一項第一号の保護処分を受けた者

成立するとの答弁をするなど、実質共謀規定が無
限定であり、捜査機関の恣意的判断でどうにでも
判断できることが明らかになった。このような憲
法に違反する共謀罪の問題点が修正で解決するも
のではない。
ついては、次の事項について実現を図られた
い。
一、国民の人権を侵害する共謀罪新設法案を廃案
にすること。

第七九一号 平成十九年四月十三日受理
共謀罪の新設反対に関する請願

請願者 神戸市兵庫区松本通一ノ一ノ一
塩澤廣之 外二百三十名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

平成十九年五月十一日印刷

平成十九年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K